

## 笹谷及び南矢野目市有地の公募に係る 募集要項（停止条件付）

※本公募は、都市計画決定(用途地域の変更)を前提とした停止条件付の公募となります。  
都市計画決定後に最低売却価格を市ホームページにて公表いたします。  
最低売却価格の公表をもって停止条件を解除し、応募申請期間に移行します。

令和6年3月改訂版



福島県福島市

## ～ 目 次 ～

1.	公募の趣旨	.....	P. 1
2.	対象の土地	.....	P. 1
3.	スケジュール	.....	P. 3
4.	売却の条件	.....	P. 3
5.	応募資格	.....	P. 4
6.	計画事業に求める条件	.....	P. 5
7.	質問及び回答	.....	P. 5
8.	応募手続き	.....	P. 6
8-1.	提出書類	.....	P. 6
8-2.	事業提案書	.....	P. 7
9.	評価基準	.....	P. 7
10.	優先交渉権者の選定	.....	P. 9
11.	失格事項	.....	P. 9
12.	辞退	.....	P. 10
13.	費用負担	.....	P. 10
14.	契約	.....	P. 10
15.	その他	.....	P. 11
16.	担当課（問い合わせ先）	.....	P. 11

## 1. 公募の趣旨

福島北土地区画整理事業（H3-H19 施行）区域内に存する笹谷及び南矢野目市有地（以下「市有地」という。）は、福島市の中心市街地から北方約 4 km に位置し、土地区画整理事業の施行により、市有地周辺は良好な住宅市街地となっています。

市有地は小・中学校建設予定地でありましたが、急速に進む少子化等により、新たな学校建設は断念し、これまでその経緯について地域へ説明し理解を得るとともに、望ましい土地の利活用について地元住民と検討委員会を立ち上げ議論を重ねてきました。

このたび、検討委員会から出された意見と市の政策的な考えをもとに、高齢化社会や社会情勢の変化を考慮した土地の利活用を図るため、笹谷市有地は医療機能を、南矢野目市有地は商業機能を核とし、利便性を向上させる複合施設や、地域との連携・防災にも貢献する事業者を公募して選定することとしました。

売却にあたっては、提案内容と買取希望価格を総合的に評価し、最も優れた応募者を優先交渉権者として決定し、契約に向けて協議を進めることとなります。

なお、都市計画決定(用途地域の変更)を前提とした公募となるため、都市計画決定の成立をみなければ、提案を公募したことに留まり、いかなる効力も発生せず、契約を締結しないものとします。

## 2. 対象の土地

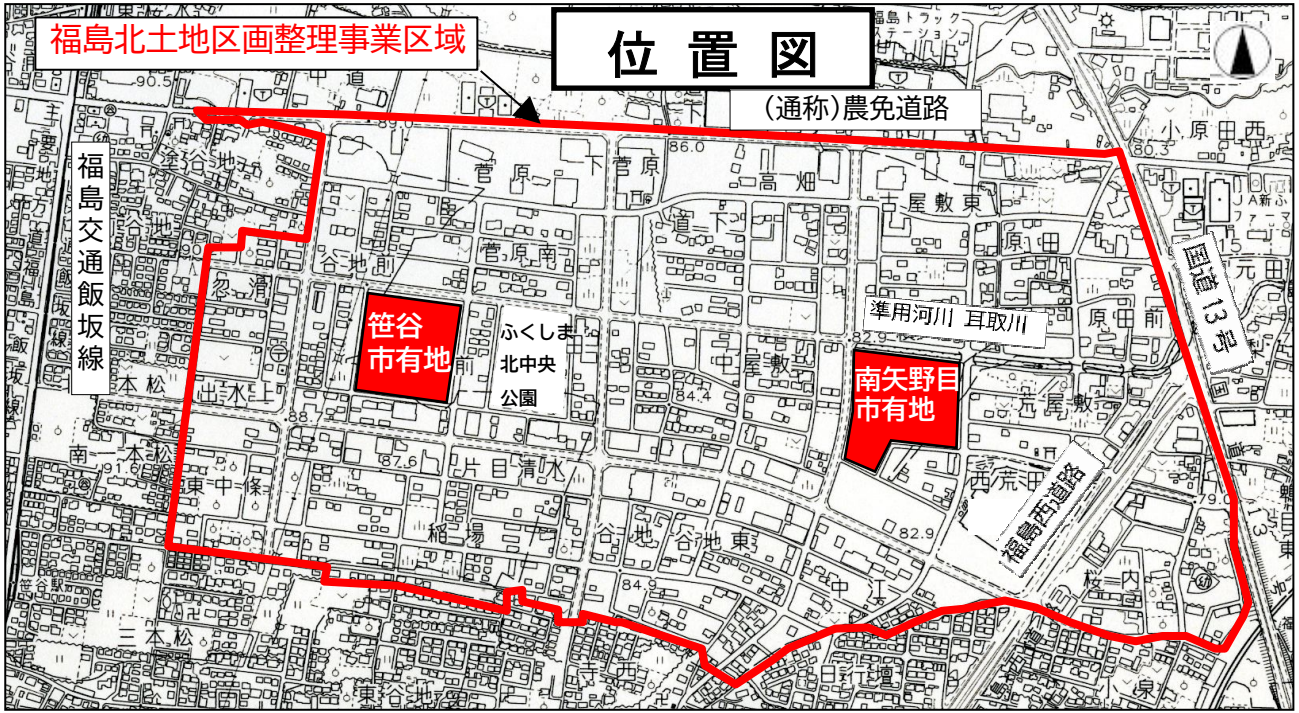
### 笹谷市有地

- (1) 所在地 福島市笹谷字片目清水 36-1, 36-2, 36-3, 36-4
- (2) 敷地面積 公簿面積 26,003.23㎡ 地目：宅地
- (3) 用途地域 (変更後) 第二種中高層住居専用地域（建ぺい率 60%・容積率 200%）
- (4) 地区計画 (変更後) 福島北地区計画：沿道・業務街区Ⅱ
- (5) 接道 東側 市道福島北 9 号線（幅員 10m・アスファルト舗装）  
西側 市道福島北 58 号線（幅員 6m・アスファルト舗装）  
南側 市道福島北 57 号線（幅員 6m・アスファルト舗装）  
北側 市道福島北 6 号線（幅員 14m・インターロッキングブロック）
- (6) 交通 福島交通飯坂線：笹谷駅から約 850m  
東北自動車道：福島飯坂 IC から約 4km  
東北中央自動車道：福島大笹生 IC から約 5km
- (7) インフラ 下水道汚水柵。周辺道路に上・下水道本管、都市ガス本管

### 南矢野目市有地

- (1) 所在地 福島市南矢野目字中谷地 33
- (2) 敷地面積 公簿面積 28,503.13㎡ 地目：宅地
- (3) 用途地域 (変更後) 近隣商業地域（建ぺい率 80%・容積率 200%）
- (4) 地区計画 (変更後) 福島北地区計画：商業街区
- (5) 接道 東側 市道福島北 5 号線（幅員 12m・アスファルト舗装）  
西側 市道福島北 3 号線（幅員 16m・アスファルト舗装）  
南側 市道福島北 25 号線（幅員 6m・アスファルト舗装）  
北側 市道福島北 101 号線（幅員 4m・平板ブロック）※歩行者専用道路
- (6) 交通 福島交通飯坂線：笹谷駅から約 1.6km  
東北自動車道：福島飯坂 IC から約 3km  
東北中央自動車道：福島大笹生 IC から約 6km
- (7) インフラ 電力・NTT 柱、水道引込。周辺道路に上・下水道本管、都市ガス本管
- (8) 建物等 倉庫（平屋建て・36m×5.5m）、浄化槽、フェンスなど  
※倉庫及び浄化槽は契約締結前に市が解体撤去する

<位置図>



<現地写真>

笹谷市有地



北西方面より撮影

南矢野目市有地



南東方面より撮影

### 3. スケジュール

都市計画決定を前提とした停止条件付公募のため、都市計画決定後に最低売却価格を市ホームページにて公表します。併せて、応募申請書受付期間以降の日程を公表します。最低売却価格の公表をもって停止条件を解除します。現地説明会は実施しないため、応募者は必要に応じ現地確認を行ってください。

	笹谷市有地	南矢野目市有地
①公募の公告(市HP)	令和5年9月4日(月)	
②募集要項の公表	令和5年9月4日(月)から	
③質問受付期限	令和5年9月22日(金)まで	
④質問への回答(市HP)	令和5年10月6日(金)	
⑤最低売却価格の公表(市HP)	令和5年12月1日(金)	令和6年1月25日(木)
⑥応募申請書受付期間	令和5年12月1日(金)から令和5年12月20日(水)まで	令和6年2月1日(木)から令和6年2月20日(火)まで
⑦プレゼンテーション 【審査委員会】	令和6年1月17日(水)	令和6年4月17日(水)
⑧優先交渉権者の決定	令和6年1月23日(火)	令和6年4月下旬(予定)
⑨仮契約締結	令和6年5月中旬(予定)	
⑩契約締結※議会承認後	令和6年6月下旬(予定)	

※プレゼンテーションは非公開とする。

※プロジェクター、スクリーン、パソコン、マイク等の機器類は市が準備する。

### 4. 売却の条件

#### (1) 売却物件

- ・物件は、現状有姿での引き渡しとする。工作物等の撤去に要する費用は、買受者の負担とする。
- ・優先交渉権者決定から仮契約締結までの市との協議により、売却面積に変更を生じる場合もありうるものとする。

#### (2) 売却価格

- ・下表は、都市計画決定を見込み不動産価格調査(意見書)により算出した『売却見込み価格』である。
- ・都市計画決定後、不動産鑑定を行い、評価額を『最低売却価格』として定める。
- ・『最低売却価格』は決定次第、市ホームページにて公表する。
- ・売却価格は、『最低売却価格』以上とし、優先交渉権者が提示した買取希望価格とする。

	売却見込み価格	最低売却価格
笹谷市有地	約12億円	12億2千万円
南矢野目市有地	約14億円	14億5千万円

#### (3) 売却条件

- ①所有権移転をした日から10年間は、売買、贈与、交換、出資等により所有権を第三者に移転すること又は事業以外の用途とする地上権、質権、使用貸借による権利、並びに賃借権その他の使用収益を目的とする権利を設定することを行ってはならない(譲渡等の禁止)。

- ②所有権移転をした日から下記の規定を遵守すること。ただし、やむを得ない事由により市の書面による承認を得たときはこの限りではない。
- ア 所有権移転をした日から起算して5年以内に当該土地を計画事業の用途に供さなければならない。
  - イ 所有権移転をした日から起算して10年間は当該土地を計画事業の用途に供さなければならない。また、用途の変更を行ってはならない。
  - ウ 所有権移転をした日から起算して10年以内に計画事業の用途に加えて新たな事業を実施する場合は、事前に市へ書面により協議しなければならない。
- ③買受者が①及び②のいずれかの条件に違反した場合は、市は売却した土地を買い戻すことができるものとし、当該土地について所有権移転登記と同時に、所有権移転のあった日から10年間の買戻特約登記を行うものとする。
- ④所有権移転をした日から起算して5年以内に当該土地を計画事業の用途に供しなかった場合は、契約代金の額の100分の10に相当する金額を違約金として徴収することができるものとする。
- ⑤市の承諾を得ずに、用途の変更、所有権の移転又は権利の設定を行った場合は、契約代金の額の100分の30に相当する金額を違約金として徴収することができるものとする。
- ⑥土地の土壤汚染、地下埋設物及び地盤の調査は未実施のため、買受者は、契約締結後、隠れた瑕疵（土壤汚染、地盤沈下、地下埋設物等の隠れた瑕疵など）を発見しても売却代金等の返還若しくは減免、損害賠償の請求又は契約の解除をすることはできない。
- ⑦南矢野目市有地の既存電柱について、公募による契約締結をもって各占用者と市の契約を解除するものとするが、公募による契約締結を行った年度末までの各占用者との契約済の使用料は買受者へ譲渡しない。
- ⑧買受者は、当該土地を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に規定する暴力団又はその利益となる活動を行う団体若しくはその他これに類する団体に関与する者がその活動のために利用するなど公序良俗に反する用に使用しないこと。
- ⑨買受者が契約に定める義務を履行しないときは、相当の期間を定めて催告の上、契約を解除することができるものとする。

## 5. 応募資格

応募の資格を有する者は、下記に掲げる全ての要件に該当すること。

- (1) 計画事業を自ら実施する法人格を有する事業者であること。  
共同事業者として複数の事業者が共同して応募することも可能とするが、その場合、下記の事項に留意すること。
- ①共同事業者の中から代表者を1名選定する。
  - ②優先交渉権者選定後の市との協議は代表者が行う。
  - ③契約締結にあたっては、代表者を契約の相手方とする。
  - ④共同事業者が本公募における他の応募に係る構成員になっていないこと。
- (2) 笹谷市有地又は南矢野目市有地のもう一方に応募していないこと。
- (3) 計画事業を継続して管理運営ができる十分な資金力と経営能力等を有する者であること。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当する者で、当該各号の



いずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用していない者。

※地方自治法施行令第167条の4第2項各号

- 一 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき
- 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の行為を得るために連合したとき
- 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき
- 四 地方自治法第243条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員職務の執行を妨げたとき
- 五 正当な理由がなく契約を履行しなかったとき
- 六 この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき

- (5) 公租公課を滞納している者でないこと。
- (6) 破産法の規定による破産の申立て、会社更生法の規定による更正手続開始の申立て若しくは民事再生法の規定による再生手続開始の申立て又は会社法の規定による清算の申立てがなされている者でないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に規定する暴力団又はその利益となる活動を行う団体若しくはその他これに類する団体に関与していない者、又はこれらと密接な関係を有しない者であること。
- (8) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律第5条第1項の規定による観察処分を受けた団体及び当該団体の役員若しくは構成員となっている者でないこと。
- (9) 宗教活動や政治活動を目的とする者でないこと。
- (10) その他、市との協議に柔軟、真摯に対応できる者であること。

## 6. 計画事業に求める条件

(1) 施設計画に求める要件

- 笹谷市有地・・・医療施設を核とした施設
- 南矢野目市有地・・・商業施設を核とした施設

- (2) 都市計画法、建築基準法、消防法等の関係法令、条例等を遵守すること。
- (3) 環境負荷低減に配慮した計画となるよう努めること。

## 7. 質問及び回答

(1) 質問書（様式第9号）の提出期限

- ・ 令和5年9月22日（金）まで  
（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

- ・担当課窓口の受付時間は、午前9時から午後4時までとする。

## (2) 提出場所及び提出方法

- ・担当課窓口へ提出又は郵送とする。
- ・電話や口頭による質問は受付けない。

## (3) 質問への回答

- ・令和5年10月6日(金)、市ホームページへ掲載する。
- ・回答に対する再質問は受付けない。

# 8. 応募手続き

## 8-1. 提出書類

### (1) 提出書類

下記に掲げる①～④の書類を A4 版ファイルにまとめ2部提出すること。  
なお、各種証明書類は1部を原本とし、もう一部は原本の写しとする。

- ①応募申請書（様式第1号）
- ②事業提案書（様式第7号）
- ③印鑑登録証明書（発行後3か月以内のもの）
- ④下記に掲げる書類
  - ・会社概要（様式第2号）
  - ・商業、法人登記簿謄本又は登記事項証明書（発行後3か月以内のもの）
  - ・役員名簿（様式第3号）
  - ・役員名簿に記載の全役員分の住民票の写し（発行後3か月以内のもの）  
※住民票の写しに代えて運転免許証（表裏）の写しでも可とします。ただし、有効期限内であり、氏名や住所等の変更手続きがなされているものに限り  
ます。
  - ・誓約書（様式第6号）
  - ・納税証明書（発行後3か月以内のもの）  
「その3の3（法人税と消費税及地方消費税）」  
「県税の未納がないことの証明」（本社所在地及び福島県）  
「市税の滞納がないことの証明」（本社所在地及び福島市）
  - ・財務関係書類（直近期3か年分）  
決算整理・税額計算報告書、法人事業概況説明書  
決算報告書（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書等）  
勘定科目内訳明細書

#### 【共同事業者の場合】

- ①、②及び下記に掲げる書類のほか、上記③及び④の書類については全構成員分提出すること。
  - ・構成員調書（様式第4号）
  - ・委任状（様式第5号）
  - ・共同事業者間での契約書（協定書）の写し

### (2) 買取希望価格の提出方法

(1)に記載の①～④の書類とは別に、下記提示価格書を封入し、必ず封筒に応募者名を記載してから代表者印で封印し1部提出すること。

- ⑤提示価格書（様式第8号）



### (3) 提出期間

【笹谷市有地】令和5年12月1日（金）から令和5年12月20日（水）まで  
（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

【南矢野目市有地】令和6年2月1日（木）から令和6年2月20日（火）まで  
（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

- ・担当課窓口の受付時間は、午前9時から午後4時までとする。

### (4) 提出場所及び提出方法

- ・担当課窓口へ提出又は郵送とする。
- ・直接持参する場合は、あらかじめ来庁日時を電話で連絡すること。
- ・郵送の場合は、提出期限日必着とする。また、担当課に電話連絡により到着確認を行うこと。

### (5) 留意事項

- ・提出された書類等は、返却しない。
- ・書類の提出後は、内容の変更、資料の追加及び差し替えは一切認められない。
- ・提出された書類の内容について、市が無償で使用することができるものとする。

## 8-2. 事業提案書

### (1) 作成要領

①事業提案書は、原則、様式第7号により作成すること。

②事業提案書は図面等を含め5枚程度とすること。

※用紙はA3以下とし、A4サイズに折り込むこと。

③下記について記載すること。

- ・平面図及び配置図（周辺道路からの出入口を記入）
- ・施設構成の断面、外観パース、施設内パースなど
- ・建物の用途
- ・具体的な施設名や店舗名など（可能な範囲）  
※ 配置図に応募者の店舗名等を記載することは可能だが、それ以外の部分において応募者が特定できるような記載はしないこと。
- ・事業スケジュール
- ・提案に至った背景、施設の概要、土地利用の考え方など

### (2) 核となる施設以外の複合的な提案は、下記を参考にするとよい。

<検討委員会から出された主な意見>

#### 【笹谷市有地に望む施設】

- ・医療、福祉施設（保育、幼児教育施設の併設など）
- ・複合施設（病院、図書館、子供が集える場など）
- ・スポーツ広場
- ・防災施設、防災機能を有する施設

#### 【南矢野目市有地に望む施設】

- ・商業施設
- ・複合施設（商業、医療、図書館など）  
コワーキングスペースや学生向けフリースペースの併設など
- ・防災施設、防災機能を有する施設
- ・図書館

#### 【両地区共通に望む施設】

- ・ 防災施設、防災機能を有する施設
- ・ 体育施設（広場、体育館、グラウンドなど）
- ・ 医療機関

## 9. 評価基準

事業提案に対する評価基準は、下記のとおり。

### 【笹谷市有地】

区分	評価項目	評価基準	評点
事業内容	核となる施設の施設計画	地域に根差した総合的な医療を提供でき、新興感染症への対応が見込める提案となっているか。 【例示】自施設内でサービス完結させることにこだわらず、他施設（診療所、薬局、住民交流サロン）と有機的な相互連携をとること。多種多様な需要に応じられるよう、複数診療科による体制をとり、1人1人の患者に対してトータルで治療できること。など	40
	複合する施設	計画施設利用者、地域住民の利便性向上や課題対応に寄与する施設などが提案されているか。 【例示】福祉施設（保育・幼児教育施設の併設等）、子供が集える場（遊び場等）、スポーツ広場など	10
	地域連携	地域の人々の健康を守るサービスが提供される提案となっているか 【例示】住民向け健康講話の実施など予防的な取組をすること。など	5
	地域防災	災害時における災害医療の支援や施設の開放など、地域防災に配慮した提案となっているか。 【例示】緊急治療、医療用医薬品の供給、駐車場、広場、多目的ホール等の開放。など	5
	景観及び周辺環境への配慮	周辺の景観及び住環境への配慮がみられるか。 【例示】道路を挟み住宅地に囲まれていることから、建築物は奇抜な形状や派手な色彩でなく周辺環境に馴染ませること。 ※地区計画で建築物の意匠等の制限有（外壁は白又は茶色を基調とする等） 地区住民へ影響を及ぼさないために、防音、防臭などの対策を講じること。など	5
	動線計画	歩行者と車の安全性の確保や交通渋滞への配慮など、適切な動線計画となっているか。 【例示】敷地内の駐車場や通路は余裕を持たせた配置とすること。交差点付近は出入口どちらか一方を優先すること。など	5
価格評価	買取希望価格	買取希望価格 ÷ 最高価格 × 配点（30点）	30
合計			100

### 【南矢野目市有地】

区分	評価項目	評価基準	評点
事業内容	核となる施設の	魅力ある店舗構成であり、足を運びたくなるような	40

	施設計画	商業施設となっているか。 【例示】他の商業施設に無いような店舗構成 (例えば、百貨店にあるような高級ブランド品店やチェーン店以外の飲食店など)	
	複合する施設	利便性向上に寄与する施設や来訪者の増加につながる施設などが提案されているか。 【例示】コワーキングスペース、児童・学生向けフリースペースの併設、図書館(室)、体育施設(広場、体育館、グラウンド等)、専門学校、銀行など	10
	地域連携	コミュニティ活動の支援など地域貢献を想定したサービスが提供される提案となっているか。 【例示】日常的に地域住民が手軽に利用できるコミュニティ機能(コミュニティスペース、賑わい創出スペースなど)の導入による地域住民への活動支援。など	5
	地域防災	災害時における物資の供給や施設の開放など、地域防災に配慮した提案となっているか。 【例示】食料品・日用品等の生活必需品等の供給、駐車場、広場、多目的ホール等の施設の開放など	5
	景観及び周辺環境への配慮	周辺の景観及び住環境への配慮がみられるか。 【例示】道路や河川を挟み、店舗や住宅などに囲まれていることから、建築物は奇抜な形状や派手な色彩でなく周辺環境に馴染ませること。 ※地区計画で建築物の意匠等の制限有(外壁は白又は茶色を基調とする等) 地区住民へ影響を及ぼさないために、防音、防臭などの対策を講じること。など	5
	動線計画	歩行者と車の安全性の確保や交通渋滞への配慮など、適切な動線計画となっているか。 【例示】敷地内の駐車場や通路は余裕を持たせた配置とすること。交差点付近は出入口どちらか一方を優先すること。など	5
価格評価	買取希望価格	買取希望価格 ÷ 最高価格 × 配点 (30点)	30
合計			100

## 10. 優先交渉権者の選定

### (1) 選定方法

- ・ 応募申請書受付期間の終了後、笹谷及び南矢野目市有地の公募に係る審査委員会(以下「審査委員会」という。)を開催し、応募者によるプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。日時については、市から応募者へ通知する。
- ・ 審査委員会委員は、事業提案書の内容についてヒアリングを行い、審査表により評価項目・評価基準に沿って審査を行う。
- ・ 市は審査委員会委員による採点を集約するとともに、事業提案の内容と買取希望価格の総合的な評価を行い、優先交渉権者及び次点交渉権者を決定する。

### (2) 審査委員会

- ・ 審査委員会の会議は、非公開とする。
- ・ 審査委員会委員の構成は、下表のとおり。

学識経験者
まちづくり関係者（関係機関及び関係団体から推薦を受けた者）
地区代表者
市職員

### (3) 審査結果

優先交渉権者及び次点交渉権者が決定次第、全ての応募者に審査結果を文書で通知する。また、市ホームページにて公表する。

## 1 1. 失格事項

下記のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 提出書類が本要項の規定に適合しない場合
- (2) 提出書類に虚偽の内容が記載されている場合
- (3) その他、本要項に違反すると認められる場合
- (4) 選考の公平さに影響を与える行為があったと認められる場合

## 1 2. 辞退

応募申請書の提出後又は優先交渉権獲得後に辞退する場合は、下記のとおり、速やかに書類を提出すること。

- (1) 提出書類  
辞退届（様式第10号）
- (2) 提出場所及び提出方法
  - ・担当課窓口へ提出又は郵送とする。
  - ・電話や口頭による辞退は受付けない。

## 1 3. 費用負担

応募申請書等の作成に係る全ての費用は、応募者の負担とする。

## 1 4. 契約

- (1) 優先交渉権者と市は、事業提案書に基づき、事業内容の確定に向けた協議を行う。事業内容が確定した場合、優先交渉権者は、合意内容に基づく事業実施計画書を作成し、市の承認を受けるものとする。事業実施計画書の記載事項は、優先交渉権者と協議するが、事業提案書の内容をより具体化したものとする。その後、優先交渉権者と市は仮契約を締結する。議会の承認が得られた場合、仮契約の内容をそのまま本契約とする。議会の議決を得られない場合は、仮契約は効力を失うものとし、市は一切の責任を負わないものとする。その場合、契約保証金は返還する。
- (2) 契約は、福島市財務規則を適用し、優先交渉権者と随意契約により締結する。
- (3) 優先交渉権者との契約が不調となった場合は次点交渉権者との交渉を行う。

- (4) 土地の売却金額のほか、下記諸経費は優先交渉権者（又は次点交渉権者）の負担とする。
- ①契約書の作成に要する費用
  - ②各種公租公課（登録免許税、不動産取得税、固定資産税など）
- (5) 優先交渉権者（又は次点交渉権者）は仮契約締結後に契約保証金として、契約代金の額の100分の10に相当する金額を市へ納めなければならない。なお、契約保証金は契約代金の一部として充当する。
- (6) 契約締結後、優先交渉権者（又は次点交渉権者）は、市が指定する期日までに、契約保証金を差し引いた残りの契約代金を市に支払うものとし、引き渡しは当該支払完了後に行う。

## 15. その他

- (1) 提出書類の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法に定める単位に限る。
- (2) 審査委員会委員と不正な接触等を行った者は失格とする。
- (3) 提出書類に係る知的財産権、特許権、著作権等は、提案者に帰属となるが、提出書類は返却しないものとする。また、提案者の同意なく公表はしない。
- (4) 提出書類に虚偽の内容の記載があった場合、審査、協議の中止又は契約を解除する。
- (5) 必要に応じ、提出書類の補正や追加資料の提出をお願いする場合がある。
- (6) 事業開始後における関連法令等適合へのリスクは提案者に帰属するものとし、市は一切の責任を負わないものとする。
- (7) 応募者は、提出書類が第三者の知的財産権、特許権等を侵害し、第三者に対して損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならない場合、応募者がその賠償額を負担し、又は必要な措置を講じるものとする。
- (8) 提出書類は、公募の審査以外には使用しない。
- (9) 公募は、1者以上の応募申請書の提出があれば実施する。

## 16. 担当課（問い合わせ先）

〒960-8601 福島県福島市五老内町 3-1

福島市 都市政策部 市街地整備課

電話 024-525-3763（直通）

FAX 024-533-0026

電子メールアドレス [shigaichi@mail.city.fukushima.fukushima.jp](mailto:shigaichi@mail.city.fukushima.fukushima.jp)



## 会社概要

会社概要は、下記のとおりです。

商号又は名称（ふりがな）	
代表者職氏名（ふりがな）	
所在地	本社所在地 〒  本業務を実施する支店、支社、営業所等 〒
設立年月日	年 月 日設立
資本金	円
従業員数	総数 名（うち非常用従業員 名）
主たる業務内容（実績）	
主要取引先	



### 役員名簿

所在地 \_\_\_\_\_

商号又は名称 \_\_\_\_\_

役職名	(ふりがな) 氏名	住所	生年月日
		(〒 - )	大正・昭和・平成 年 月 日
		(〒 - )	大正・昭和・平成 年 月 日
		(〒 - )	大正・昭和・平成 年 月 日
		(〒 - )	大正・昭和・平成 年 月 日
		(〒 - )	大正・昭和・平成 年 月 日
		(〒 - )	大正・昭和・平成 年 月 日
		(〒 - )	大正・昭和・平成 年 月 日
		(〒 - )	大正・昭和・平成 年 月 日
		(〒 - )	大正・昭和・平成 年 月 日
		(〒 - )	大正・昭和・平成 年 月 日
		(〒 - )	大正・昭和・平成 年 月 日

- ※ 法人登記簿謄本（現在事項全部証明書）記載の全役員等について記載してください。
- ※ 名簿に記載の全役員住民票の写しを添付してください。  
（住民票の写しに代えて運転免許証（表裏）の写しでも可とします。ただし、有効期限内であり、氏名や住所等の変更手続きがなされているものに限りません。）

様式第4号（構成員調書）

## 構成員調書

構成員及び役割は、下記のとおりです。

代表者	商号又は名称	
	代表者職氏名	
	所在地	
	電話番号	
	役割	
構成員①	商号又は名称	
	代表者職氏名	
	所在地	
	電話番号	
	役割	
構成員②	商号又は名称	
	代表者職氏名	
	所在地	
	電話番号	
	役割	
構成員③	商号又は名称	
	代表者職氏名	
	所在地	
	電話番号	
	役割	
構成員④	商号又は名称	
	代表者職氏名	
	所在地	
	電話番号	
	役割	

様式第5号（委任状）

## 委 任 状

福島市長 木幡 浩 様

構成員	商号又は名称	印
	所在地	
	代表者職氏名	

構成員	商号又は名称	印
	所在地	
	代表者職氏名	

※ 欄が不足する場合は、同様の書式で別紙（A4版）を作成してください。

          笹谷          ・          南矢野目          市有地の公募において、私は下記の者を代表者として、下記の事項を委任します。

受任者	商号又は名称 所在地 代表者職氏名	印
委任事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 応募にかかる関係書類の提出について</li> <li>・ 応募の辞退について</li> <li>・ 売買契約の締結について</li> </ul>	

※ 共同事業者として応募する場合のみ提出してください。

※ 印鑑登録済の印を押印してください。

## 誓約書

私（当法人、当団体）は、      笹谷      ・      南矢野目      市有地の公募への応募にあたり、下記事項について誓約します。この誓約書が虚偽であり、又はこの誓約書に反したことにより、不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

## 記

- 1 私（当法人、当団体）は本要項に定める応募資格要件を全て満たしています。
- 2 私（当法人、当団体）は下記のいずれにも該当しません。
  - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - (2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
  - (4) 暴力団又はその利益となる活動を行う団体若しくはその他これに類する団体に関与する者
- 3 役員名簿（様式第3号）、構成員調書（様式第4号）及び住民票の写しを提出します。名簿に記載された全ての者は、暴力団員であるか否かの確認のため、警察に対してこの名簿による照会が行われる場合があること及び警察に住民票の写し又は運転免許証の写しを提供することに同意しています。なお、名簿記載内容は事実と相違ありません。

令和 年 月 日

福島市長 木幡 浩 様

所在地 \_\_\_\_\_

商号又は名称 \_\_\_\_\_

代表者職氏名 \_\_\_\_\_ 印

## 事業提案書

項目	提案内容
核となる施設の 施設計画	
複合する施設	
地域連携	
地域防災	
景観及び周辺環境 への配慮	
動線計画	

※図面等を含め5枚程度とすること。

### 提示価格書

令和 年 月 日

福島市長 木幡 浩 様

（共同事業者による応募の場合は、代表者）

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

電話番号

FAX番号

「笹谷及び南矢野目市有地の公募に係る募集要項」に基づき、買取希望価格を、下記のとおり提示します。

1 買取希望地           笹谷          ・          南矢野目          市有地

2 買取希望価格

百億	拾億	億	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	円

※買取希望価格は、最低売却価格以上としてください。

※買取希望価格は、算用数字を用いて右詰で記入し、最初の数字の前に「¥」を付けてください。

※応募者名を記載した封筒に、本用紙を封入し、代表者印を押印のうえ、1部提出してください。

笹谷	南矢野目
----	------

様式第9号（質問書）

## 質 問 書

令和 年 月 日

福島市長 木幡 浩 様

（共同事業者による応募の場合は、代表者）

所 在 地

商号又は名称

代表者職氏名

電 話 番 号

F A X 番 号

件名	笹谷 ・ 南矢野目 市有地の公募
----	------------------

下記について、質問しますので、回答願います。

番号	質問事項	備考



笹谷	南矢野目
----	------

辞 退 届

令和 年 月 日

福島市長 木幡 浩 様

（共同事業者による応募の場合は、代表者）

所 在 地

商号又は名称

代表者職氏名

電 話 番 号

F A X 番 号

令和 年 月 日に           笹谷           ・           南矢野目           市有地の公募に応募しましたが、下記の理由により辞退します。

記

（辞退理由）